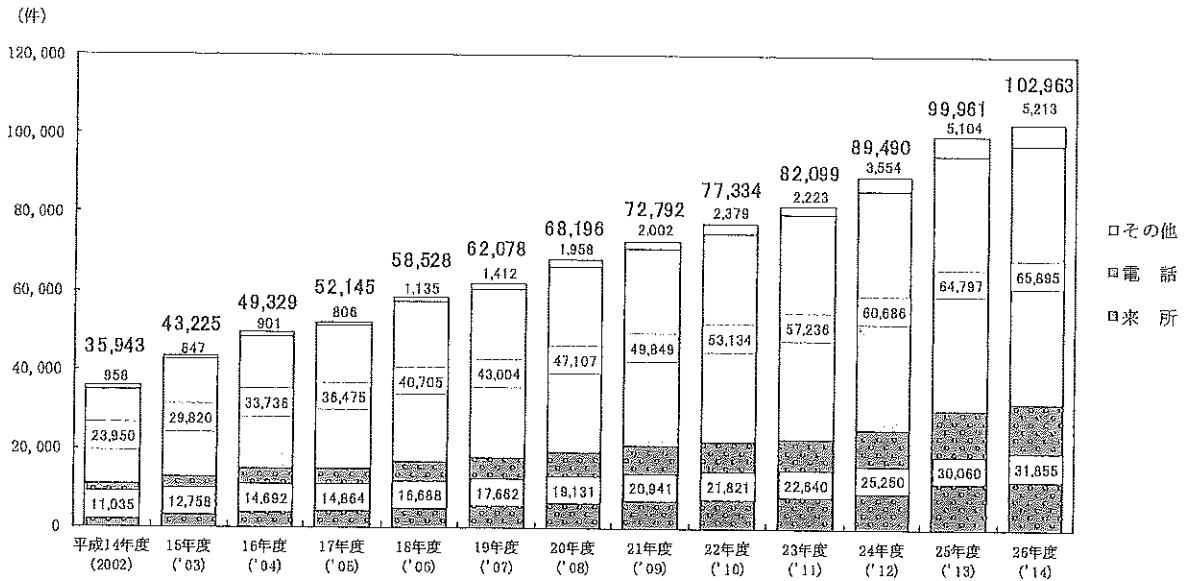


配偶者からの暴力に関するデータ

1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

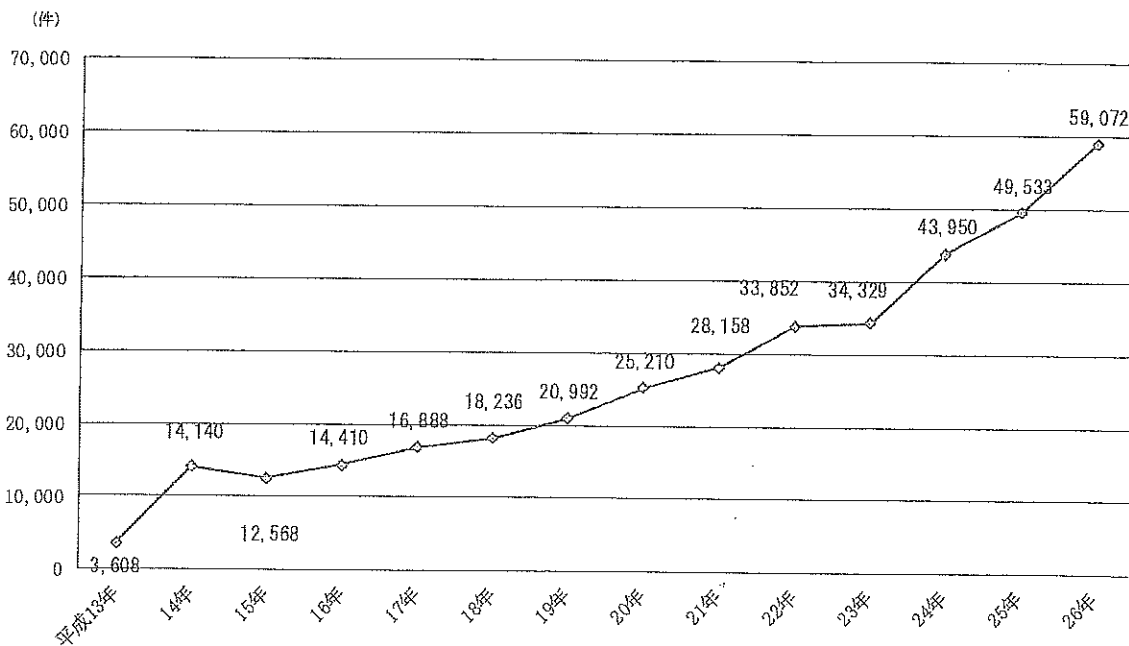


資料出所：内閣府調べ

(備考)

配偶者暴力防止法に基づき、都道府県の婦人相談所など適切な施設が、支援センターの機能を果たしています。市町村が設置している支援センターもあります。相談件数は、平成 26 年 4 月 1 日～27 年 3 月 31 日の間の、全国の支援センター 247 か所（うち市町村設置の支援センターは 74 か所）における件数です。

2 警察における暴力相談等の対応件数



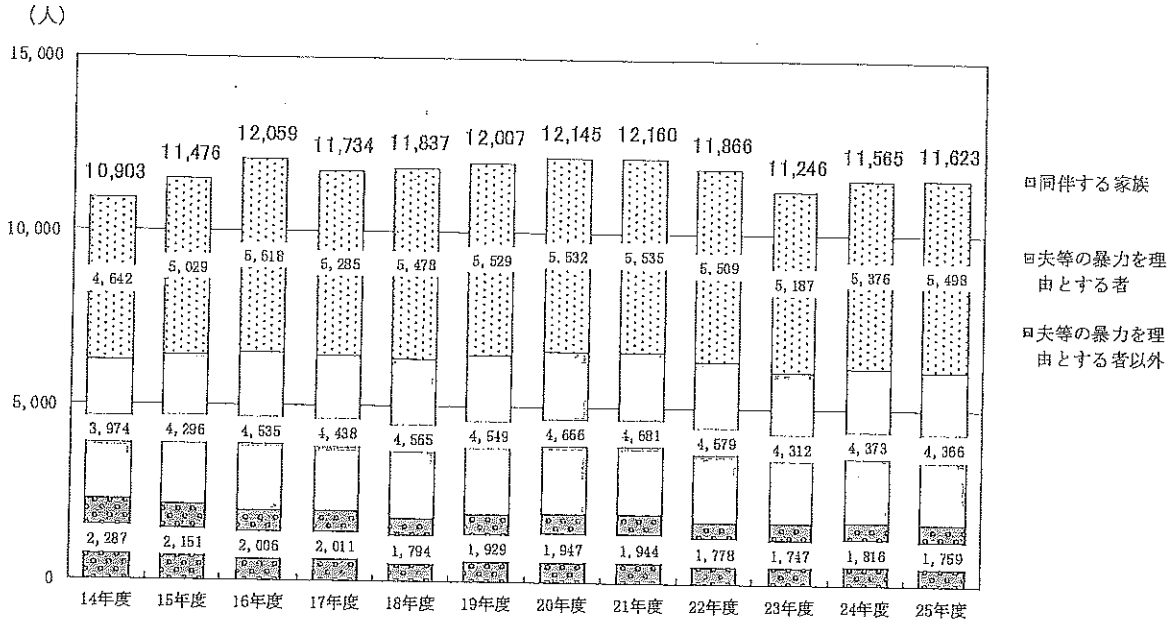
資料出所：警察庁調べ

(備考)

対応件数とは、都道府県警察において、配偶者からの暴力事案を相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知・対応した件数です。

2015 年 8 月 25 日 参議院内閣委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
平成 27 年 7 月 29 日 内閣府男女共同参画局
「配偶者からの暴力に関するデータ」より、山本太郎事務所作成

3 婦人相談所における一時保護件数

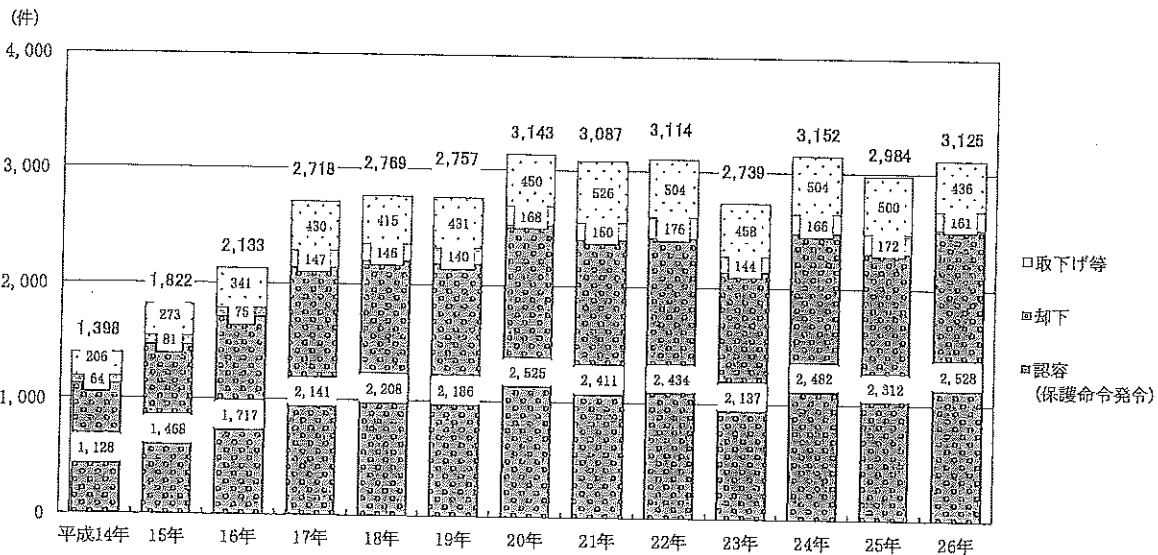


資料出所：厚生労働省調べ

(備考)

婦人相談所は、売春防止法に基づき各都道府県に必ず1つ設置されています。配偶者暴力防止法に基づき、被害者及びその同伴家族の一時保護を、婦人相談所又は厚生労働大臣が定める基準を満たす施設において行っています。婦人相談所は、配偶者からの暴力の被害者以外にも、帰住先がない女性や、人身取引被害者等の一時保護を行っています。

4 配偶者暴力防止法に基づく保護命令事件の既済件数



資料出所：最高裁判所提供の資料より作成

(備考)

配偶者暴力防止法に基づき、被害者が配偶者からの身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立てにより、裁判所が配偶者に対し保護命令を発します。